

三重県職域におけるがん検診啓発研修事業仕様書

1. 委託業務概要

- (1) 委託事業名：三重県職域におけるがん検診啓発研修事業
- (2) 委託期間：契約締結日から令和8年2月28日まで
- (3) 委託内容：2の事業内容のとおり

2. 事業内容

<目的>

がん対策には、生活習慣の改善等の取組による予防に加え、がんを早期に発見し、適切な治療を行うことが必要である。がん検診を受けた方の30～70%程度が職域におけるがん検診を受けているとされており、職域におけるがん検診は、受診機会を提供するという意味で重要な役割を担っている。

本事業では、県内事業所に対して、がん検診（胃・大腸・肺・子宮頸・乳）の重要性や従業員ががん検診を受診できる環境整備等について研修を行い、職域におけるがん検診受診率の向上を図ることを目的とする。

<委託事業概要>

(1) 研修会の実施

研修会場の確保、講師との調整、当日の会場準備・進行等の研修運営にかかわる事務を行うこと。

ア 開催日程

令和8年1月までの原則平日に実施し、開催時間は90～120分程度とすること。

イ 会場

研修会場は津市内で150～200名程度が収容できる施設を確保し、受託者は会場の確保手続き及び会場費の支払いを行うこと。また、研修会は対面の参加に加え、オンラインでの参加も可能とすること。

ウ 研修会対象者

県内事業所においてがん検診業務に関わる方等

エ 研修会内容

県内事業所の従業員のがん検診受診率向上を目的として、①がん検診の重要性（がんの早期発見の重要性）、②がん検診の基礎的知識（職域におけるがん検診の種類、実施方法を含む）、③従業員に対する適切な受診勧奨等を盛り込むこと。また、厚生労働省の「職域におけるがん検診に関するマニュアル（平

成 30 年 3 月)」および最新の「がん検診事業のあり方について」を参考にする
こと。

研修会の資料は、講師の了承を得られる範囲において、研修前に県に PDF 形
式で提出すること。

オ 講師の選定

研修会の講師は、がん検診の有用性や、職域におけるがん検診の現状を把握
し、適切に説明できる医師等とし、業務実績や研修会における講師実績を考慮
のうえ選定すること。また、受託者は講師への交渉・依頼を行うとともに、報
償費・旅費等の支払いを行うこと。

(2) 研修会の周知

研修会を周知するため、研修会の内容、申込先等について記載したチラシデ
ータ（A4 片面を基本）を県とその内容を協議のうえ、研修会開催の 45 日前ま
でに作成すること。

研修会の周知は、原則県で実施するが、県と協議のうえ、必要に応じて周知
に協力すること。なお、受講申込の入力フォーマットの作成、受講申込の受付
は県で行う。

(3) アンケートの実施

研修会終了後に参加者の理解度、満足度、今後の職域におけるがん検診への
意向等を確認するアンケートを実施するとともに、その結果の集計を行うこ
と。アンケートの内容については、県と協議のうえ決定すること。

なお、オンラインでの参加者へのアンケートは県から行う。

3. 書類の提出

事業終了後には実績報告書（様式 1）を県に提出すること。

4. 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力
団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以
下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うもの
とする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等の不当介入を受けたことにより工程、納期
等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議
を行うこと。

なお、受託者が（２）または（３）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

５．特記事項等

受託者は業務进行处理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守するものとする。

(様式1)

三重県職域におけるがん検診啓発研修事業

実 績 報 告 書

第 号
令和 年 月 日

三 重 県 知 事 あて

受託者 住所
氏名

令和 年 月 日付で締結した、三重県職域におけるがん検診啓発研修事業について、その実績を関係書類を添えて次のとおり報告します。